



リンク	TOP	MPD
S・A	7	7

管轄区域と職権行使

概要

① 原則

都道府県警察の警察官が権限を行使できる地域的範囲は、原則として当該都道府県警察の**管轄区域内**に限られる(警察法36条2項)。

② 例外

警察法64条2項の規定により、都道府県警察の警察官は、警察法に特別の規定がある以下の場合には、**管轄区域外**で職権を行使することができる。

	事項	根拠(警察法)
①	他の都道府県警察からの 援助の要求 により派遣された場合	60条
②	管轄区域の 境界周辺 における事案を処理する場合	60条の2
③	広域組織犯罪 等の処理に従事する場合	60条の3 61条の3
④	管轄区域内における 公安の維持 のため必要がある場合	61条
⑤	現行犯人 を逮捕する場合	65条
⑥	移動警察活動 又は 高速道路 等における 交通警察活動 を行う場合	66条
⑦	緊急事態 の布告により派遣された場合	73条3項

援助の要求に基づく職権行使

都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる(警察法60条1項)。

① 意義

都道府県公安委員会は、**警察庁**又は**他の都道府県警察**に対して、警察官の派遣等を要求することができる。

② 趣旨

1つの都道府県の警察力をもっては対処できない事象(大規模な災害発生時の救助活動や大規模な警備実施等)に備えたものである。

③ 要求の主体及び相手方

- 援助の要求をする機関は、**都道府県公安委員会**である。
- 要求先について明文の規定はないが、警察庁に対するものは**警察庁長官**、都道府県警察に対するものは**都道府県公安委員会**にするのが基本とされている。

④ 警察庁への連絡

援助の要求をする場合は、**あらかじめ**(やむを得ない場合は**事後**)に必要な事項を**警察庁**に連絡する必要がある(警察法60条2項)。

⑤ 援助の内容

要求できる援助の内容は、**警察職員の派遣**、**警察装備の貸与**等である。

⑥ 派遣された警察官の管理・権限

派遣された警察官は、**援助を要求した都道府県公安委員会**の管理の下、その管轄区域内において、警察官に与えられた権限を**全て**行使することができる(警察法60条3項)。なお、身分は派遣元のままで、俸給その他身分に直接付随する経費も派遣元が負担する。

管轄区域の境界周辺における事案に関する権限行使

管轄区域が隣接し、又は近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、社会的経済的一体性の程度、地理的状況等から判断して相互に権限を及ぼす必要があると認められる境界の周辺の区域(境界から政令で定める距離までの区域に限る)における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる(警察法60条の2)。

① 意義

都道府県警察の境界付近の事案について、隣接又は近接する都道府県警察間の**協議**により、相手方の都道府県警察の管轄区域内に権限を及ぼすことができる。

② 趣旨

生活・経済圏が複数の都道府県にまたがって形成されている地域で発生した事案を、能率的に、かつ、住民に便宜ように処理することを目的としている。

③ 協議対象となる区域(境界から政令で定める距離までの区域)

協議の対象となる区域は、原則として、境界から**15キロメートル**までの区域である。ただし、境界に係る**トンネル**、**自動車道(高速自動車国道、自動車専用道路)**については、例外的に15キロメートルを超える距離が認められている(警察法施行令7条の2)。



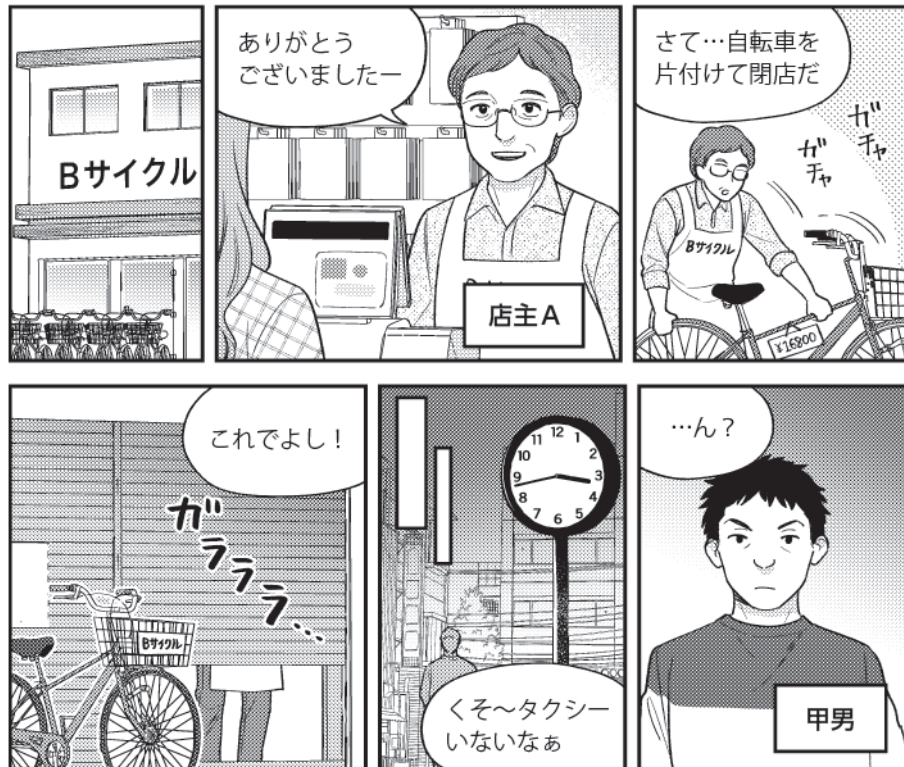
マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 **5**、TOP・MPDの論文 **3** とリンク！

刑法上の占有と窃盗罪における不法領得の意思

自転車店の店主Aは、同店の入口から約1.5メートル離れた公道上に商品である自転車を置いていたことを失念して戸締まりをしてしまった。その日の夜、同所を通り掛かった甲男は、使用後に返却するつもりで自転車を持ち出し、翌朝まで乗り回していたところを警察官に発見された。



問 この場合の甲男の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡